記

1　氏名及び住所
氏名　吉田　冨士男　外４名
住所　流山市西初石三丁目97番地　寺島コーポ204

2　通知の内容
文書番号　しち21―373
新市街地発指定191―１　平成29年11月27日
従前の宅地
町名及び字名　市野谷字向山
地番　451　地目　畑
登記簿地積　1,213㎡
基準地積　1,273.06㎡
仮換地
街区番号　A62　画地番号　21画地
地積　510㎡
街区番号　A65　画地番号　12画地
地積　370㎡
仮換地の指定の効力発生の日
平成29年12月10日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知します。

注意
1　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。

教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）
2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第16号

流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第５項及び第99条第２項の規定による仮換地指定の通知について、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年12月14日
流山都市計画事業
新市街地地区一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　斎藤　健治

記

1　氏名及び住所
氏名　吉田　誠一　外４名
住所　流山市市野谷454番地

2　通知の内容
文書番号　しち21―373
新市街地発指定191―２　平成29年11月27日
従前の宅地
町名及び字名　市野谷字向山
地番　503―１　地目　畑
登記簿地積　158㎡
基準地積　165.82㎡
町名及び字名　市野谷字向山
地番　503―２　地目　畑
登記簿地積　232㎡
基準地積　232.07㎡
町名及び字名　市野谷字向山
地番　503―３　地目　畑
登記簿地積　234㎡
基準地積　234.40㎡
町名及び字名　市野谷字向山
地番　503―５　地目　畑
登記簿地積　86㎡
基準地積　86.63㎡
仮換地
街区番号　A65　画地番号　５画地
地積　539㎡
仮換地の指定の効力発生の日
平成29年12月10日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知します。

注意
1　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。

教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）
2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第17号

流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第５項及び第99条第２項の規定による仮換地指定の通知について、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年12月14日
流山都市計画事業
新市街地地区一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　斎藤　健治

記

1　氏名及び住所
氏名　吉田　冨士男　外４名
住所　流山市西初石三丁目97番地　寺島コーポ204

2　通知の内容
文書番号　しち21―373
新市街地発指定191―２　平成29年11月27日
従前の宅地
町名及び字名　市野谷字向山
地番　503―１　地目　畑
登記簿地積　158㎡
基準地積　165.82㎡
町名及び字名　市野谷字向山
地番　503―２　地目　畑
登記簿地積　232㎡
基準地積　232.07㎡
町名及び字名　市野谷字向山
地番　503―３　地目　畑
登記簿地積　234㎡
基準地積　234.40㎡
町名及び字名　市野谷字向山
地番　503―５　地目　畑
登記簿地積　86㎡
基準地積　86.63㎡